

手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書 (概要)

平成30年12月

手形・小切手機能の電子化に関する検討会
(事務局：一般社団法人 全国銀行協会)

検討会について

- 日本の生産性向上、社会的コストの削減、あるいは人手不足への更なる対応の観点から、手形・小切手機能の電子化を推進するための方策の検討を行うことを目的とし、金融界、産業界、学識者、弁護士、IT事業者、関連省庁、日本銀行など、幅広い分野の関係者を招聘して協議すべく、平成29年12月に「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」を設置。
- 同検討会において、手形・小切手機能を全面的に電子化した場合の論点整理、効果・影響の検証を行い、最終的に「全面的な電子化」を目指すべきかを検討し、目標を設定。検討結果を報告書として取り纏め公表(平成30年12月)。

○ 検討会の構成 (メンバー22名+オブザーバー5名)※

みずほ銀行	NTTデータ <small>※本報告書取り纏め時点</small>
三菱UFJ銀行	日立製作所
三井住友銀行	日本ユニシス
福岡銀行(地銀)	全銀電子債権ネットワーク
京葉銀行(第二地銀)	仁科秀隆弁護士
三井住友信託銀行	神作裕之教授(東京大学)
東京東信用金庫	金融庁
大東京信用組合	[オブザーバー]
労働金庫連合会	ゆうちょ銀行
農林中央金庫	日本銀行
商工組合中央金庫	経済産業省
日本商工会議所	中小企業庁
全国商工会連合会	法務省
全国中小企業団体中央会	[事務局]
日本経済団体連合会	全国銀行協会

○ 検討スケジュール

平成29年12月～平成30年11月 検討会開催(計5回)
平成30年7月 中間報告書公表
平成30年12月 報告書公表

○ 検討内容

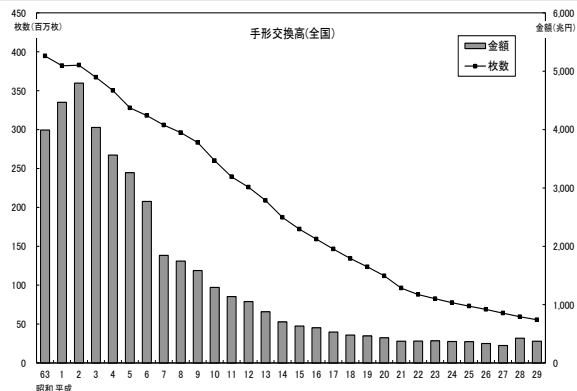
- I. 手形・小切手の利用実態
— 手形・小切手の歴史、利用枚数、手形交換所、利用シーン、長所と短所
- II. 電子化の方法に関する検討
— 電子化の方法、利用者の利用意向、電子化にかかる法的な論点
- III. 電子化による効果・影響
- IV. 電子化推進のための対策
- V. 全面的な電子化に関する方針、目標、今後の対応

報告書の概要

I. 手形・小切手の利用実態

- 全国手形交換高※は年々減少傾向にあり、平成29年には、ピーク期の約1/8未満まで減少。

※手形・小切手・その他証券類の合算



II. 電子化の方法に関する検討

- 「生産性向上」「社会的コスト削減」「人手不足への更なる対応」の早期実現、企業の対応容易性の観点から、既存の「電子記録債権」・「EB※による振込」を電子化の方法として検討を進めた。
- 「電子記録債権」・「EBによる振込」により、概ね手形・小切手の機能を代替しうると考えられる。
- 電子化にかかる法的な論点として以下を確認したが、電子化の障害にはならないと考えられる。なお、契約書等の変更が必要となる可能性がある点には留意が必要である。

ジュネーブ条約に関する論点、手形法・小切手法に関する論点、独占禁止法に関する論点、手形と電子記録債権の法的な差分

III. 電子化による効果・影響

- 「全面的に電子化」として仮定した場合に現状想定しうる主な利用者・金融機関全体のコスト削減効果を試算した。

- ・利用者全体としては、印紙税や人件費の削減を主因として、ランニングコストの削減効果が認められる。

- 一時的には、IT化に必要な導入コストや電子的な方法へのスイッチングコストといったイニシャルコストが発生するが、時間軸を伸ばして考えると、ランニングコスト削減効果がイニシャルコストを上回る。

- ・金融機関全体においても、手形・小切手の取扱コスト等の削減、手数料収入の増加により損益改善効果が認められる。

- 利用者単体のコスト削減・増加額の試算も行い、以下の利用者においては、電子化がコストの増加につながりうることが確認された。

- ・少額の手形の振出が特に多い利用者
- ・小切手の振出が特に多い利用者

※ エレクトロニックバンキング

報告書の概要（続き）

IV. 電子化推進のための対策

- 利用者アンケートやコスト削減効果の試算結果から、電子化が進んでいない要因として以下が挙げられる。
電子記録債権・EBに対する理解不足、業界慣行・商慣習、電子記録債権・EBの仕様に対する不満、ITリテラシーが十分でない、導入時の負担、必要性・インセンティブが十分でない、経済効果・コスト削減効果が十分でない
- これらの要因を踏まえ、以下に例示される対策を講ずることで、今後更なる電子化の推進が期待される。
 - ・周知強化策：企業向け説明会等の内容拡充、手形帳・小切手帳の発行時を捉えた案内強化 等
 - ・利便性向上策：Fintech企業等との連携も含む機能改善・セキュリティ強化、電子債権記録機関間の電子記録債権の移動、スマートデバイスによるサービス拡充・同時履行^{※1}への対応 等
 - ・導入支援策：金融機関等による導入支援の充実化・取引先への説明サポート、会計ソフト等と一体化したサービスの提供 等
 - ・経済効果改善策^{※2}：銀行手数料等の見直し・キャンペーン実施、利用者間（振出側・受取側）での取引条件の見直し 等
- なお、上記対策を講じても、電子化が困難な利用者は残ることが考えられ、書面・FAXによる電子記録債権発生等の補助的なサービスは有用である。また、今後、より広範な金融機関が、取引先顧客層も踏まえつつ、それぞれの判断の下で電子的な方法を提供していくことが望ましい。

※1 商取引の現場などにおいて、商品・サービスの授受と同時に支払を履行・確認できる性質のこと。

※2 電子化によるコスト削減効果を楽しみにくい利用者（少額の手形の振出や小切手の振出が特に多い利用者）に対する経済効果を改善するための対策。公正な競争の下、各当事者の判断で実施することが考えられる。

報告書の概要（続き）

V. 全面的な電子化に関する方針、目標、今後の対応

- 効果・影響検証の結果、全体として利用者・金融機関双方にとってコスト削減効果が見込まれることから、全面的な電子化を視野に入れつつ、手形・小切手機能の電子化をより一層推進することが望ましい。なお、より一層の電子化を推進するにあたっては、多様な利用者に配慮しながら、社会全体として生産性が向上するよう取り組む必要がある^{※1}。
- 当検討会は、「全面的な電子化を視野に入れつつ、5年間で全国手形交換枚数^{※2}の約6割が電子的な方法に移行することを中間的な目標として設定し、手形・小切手機能の電子化をより一層推進すべきである」ことを提言する。
- 今後、全国銀行協会が事務局となり、適宜、当検討会メンバーの協力を得て、「手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書」を年1回作成し、
 - ・全国手形交換枚数^{※2}等の推移
 - ・検討会メンバー等による電子化推進に関する対策^{※3}の実施状況をモニタリング・確認する。5年後には総括の上、必要な場合は2024年度以降に実施すべき対応策を改めて検討する。

※1 金融機関においても業務効率化は喫緊の課題であり、市中に流通した手形・小切手等が金融機関に持ち込まれた後の交換業務の効率化についても、別途、重要なテーマのひとつとして検討を進めている。なお、交換業務における効率化の効果は部分的なものに留まるものであるため、その検討結果にかかわらず、本報告書で論じている「手形・小切手機能の電子化」は、社会全体の生産性を引き上げる観点から、わが国が取り組むべき重要な課題であることに何ら変わりはないと考えられる。

※2 手形・小切手・その他証券類の合計

※3 公正な競争の下、各当事者の判断において実施